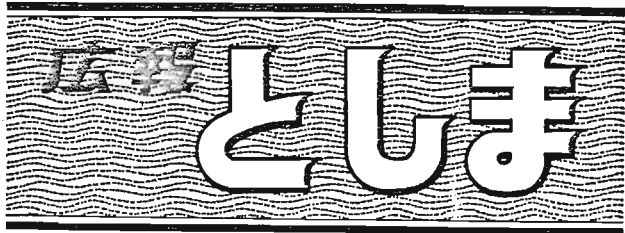


5月26日「衣類の上手な保存法」
5月28日「化学繊維は安全か？」

会場=共に区民センター
森健教室

申込み=経済課消費経済係
(内線 2455~6)



発行 東京都豊島区 豊島区東池袋 1-18-1 ☎ (981) 1111 千170 編集 企画部広報課

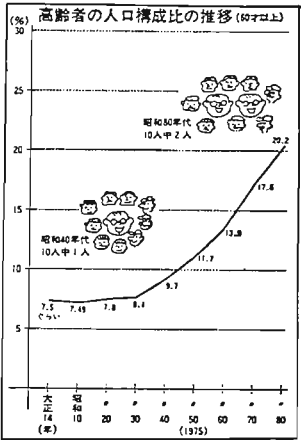
休日に発熱、腹痛などをおこしたとき...

休日診療テレホンセンター

☎ 982-5183 へ

電話受付時間

午前9時～午後5時



老人問題はあなたの身近なところに

昭和80年代には、60歳以上の
お年寄りが、10人に2人の割合
になるといわれています。
老人福祉の問題は、単におと
しりだけではありません、私たち一
人一人にかかわる問題でもあり
ます。区では、新規事業として
最近とくにふえてきている一人住ら
しのお年寄りのために、お老人
用居室の提供奨励事業を、ま

た、健康なお年寄りには、10月
に「高齢者事業団」の発足を予
定しています。
これらの事業をより実りある
ものにしていく上で、欠くこと
ができないのは、区民の皆さん
の理解と協力です。
ぜひ、事業実施に当りまして
は、深い関心を寄せさせていただきます
ますようお願いいたします。

おすすめたいたします。
日常生活用具を
長い間お宅でたきりの状態で
おられる方で、次のような条件に
あてはまる場合に、生活用具を貸
出し、または支給して、おとし
よりの福祉をはかっております。
◇対象になる方
おおよそ65歳以上でたきり
の状態であること。
つまり、食事をするのにさしつ
かえがある。介助しないと便所に
ゆけない。また介助しなければ入
浴ができないなどの場合があては
まります。
◇お貸しする用具
●特殊寝台
生活の中心となる方の前年分の
所得税が非課税であることが条件
です。
寝台は、ハンドルをまわすと上
半身または、脚部が傾斜調整でき
るように設計されております。
●無料ですしあげる用具
生活の中心となる方の、前年分
所得税額が四万二千円以下である
ことが条件です。
○スプリングマットレス
三つに分割されておき、厚さ約
15センチあり、長期に使用ができ
また内部の湿気をとて出すよう
になっております。

心身障害者の方に
福祉電話
区では、障害者の生活の利便と
緊急時の連絡手段の確保を図り、
福祉の向上に資するため、昭和51
年6月1日から、左記に該当する
方に福祉電話を貸与します。
◇福祉電話貸与対象世帯
区内に住所のある方で、次の三
つの条件に該当する世帯
①身体障害者手帳(二級以上)、
または愛の手帳(二度以上)を
おもちの方、並びに脳性麻痺、
もしくは進行性筋萎縮症の方
②①の障害者の属する世帯で、
日常生活に電話が必要と認めら
れる世帯(電話応答の出来る人
のいる場合のみ)
③障害者本人および扶養義務者の
所得税が非課税のこと
◇電話料金の負担
①設置費用と基本料金は、全額区
で負担します。
②通話料金は、三か月を単位とし
て、180通話まで区で負担しそれ
をこえた分は、原則として設置
世帯の負担となります。
◇申請方法
福祉課に用意してある申請用紙
に必要事項を記入のうえ、お申
込みください。
◇受付の開始
5月10日から受け付けます。くわ
しくは、福祉課福祉係(内線262
5)までお問い合わせください。

30年後は10人に2人がお年寄りに



一人暮らしのお年寄りに部屋を

ひとり暮らしの老人が、部屋をさ
がすのに非常に困っています。区
では、部屋に困っている老人
の方と、部屋を提供して下さる
方を登録していただき、双方に
情報を提供し、また契約を締結し
た場合には、部屋を提供した方に
奨励金を支給することになりました。
(登録)

①ひとり暮らしの老人の方は
豊島区に在住の65歳以上の方で、
近隣(半径30メートル以内)に
2親等以内の親族のいない方
②居室を提供される方は
豊島区に在住し、ご老人に居室
を賃貸する意志のある方
希望される方は、「居室の所在
地」「賃貸借料」「居室の広さ」
等を登録していただきます。
(情報提供)
区では、双方の希望条件を考慮
して情報の提供をいたします。
(奨励金)
前掲の情報を提供により、正規の
賃貸借契約を締結した際には、奨

高齢者準備進む

お年寄り・事業主に説明会
お年寄りに生きがいや「な」を
一々に設立される豊島区高齢者事
業団は、広報4月10日号でお知ら
せしましたように、4月から準備
に入りました。町会長の方には説
明が終了、商店会、産業協会等へ
の説明会も順次進み、いよいよ5
月中旬から、老人クラブ単位の説
明会を開きます。追って6月上旬
から高齢者および事業主への意向
調査を始める予定です。

高齢のため一般の雇用にはなじ
まないが、働く意欲をお持ちの入
会希望の方は、資料、意向調査表
が近くの出張所、老人福祉センタ
ーに備えてありますので、ご
利用ください。
お問い合わせ先り老人福祉課事
業団設立準備担当(内線26338)
▽事業団の会員は、下記のような
仕事をいたします。

事業団の会員はこんな仕事をします

- 筆記、毛筆、筆耕など
- 屋外の軽易な作業
- 室内でする手先の仕事
- 簡単な大工仕事、修理修繕
- 一般事務や経理事務
- 外文、折衝、集配事務
- 留守番や子守、家事補助



ねたきりのお年寄りの方に

ねたきりで老人福祉手当を受け
ている方がお使いになっている寝
具類(敷ふとん、掛ふとん、毛布
各一枚と枕)を1か月おきに洗濯
または乾洗をしてさしあげます。
作業は業者で、委託費用は全額区
で負担いたします。

無料で出張理容
同じく手当を受けているねたき
りのおとしよりが対象です。近く
の理容店がお宅まで出張します。
ご希望の方は老人福祉課(内線
2632)までどうぞ。

一週間に一日、
家政婦さんがお世話を
▽お世話を受ける方
①区内にお住まいの60歳以上の方
②おとしよりが、一時的な病後な
どで、日常生活を営むのにさし
つかえがあり、家族の十分なお
世話を得られない方。
③一人暮らしのおとしより、また
はおとしよりだけの世帯で身の
まわりのことが思うように出来
ない方。
④生計中心者の所得が、制限額以
下の方。
以上のようなお宅に家事援助者
が出向き、お世話をいたします。
その費用は、区が全部負担します
ので、是非お申込みくださるよう

おすすめたいたします。
日常生活用具を
長い間お宅でたきりの状態で
おられる方で、次のような条件に
あてはまる場合に、生活用具を貸
出し、または支給して、おとし
よりの福祉をはかっております。
◇対象になる方
おおよそ65歳以上でたきり
の状態であること。
つまり、食事をするのにさしつ
かえがある。介助しないと便所に
ゆけない。また介助しなければ入
浴ができないなどの場合があては
まります。
◇お貸しする用具
●特殊寝台
生活の中心となる方の前年分の
所得税が非課税であることが条件
です。
寝台は、ハンドルをまわすと上
半身または、脚部が傾斜調整でき
るように設計されております。
●無料ですしあげる用具
生活の中心となる方の、前年分
所得税額が四万二千円以下である
ことが条件です。
○スプリングマットレス
三つに分割されておき、厚さ約
15センチあり、長期に使用ができ
また内部の湿気をとて出すよう
になっております。

おすすめたいたします。
日常生活用具を
長い間お宅でたきりの状態で
おられる方で、次のような条件に
あてはまる場合に、生活用具を貸
出し、または支給して、おとし
よりの福祉をはかっております。
◇対象になる方
おおよそ65歳以上でたきり
の状態であること。
つまり、食事をするのにさしつ
かえがある。介助しないと便所に
ゆけない。また介助しなければ入
浴ができないなどの場合があては
まります。
◇お貸しする用具
●特殊寝台
生活の中心となる方の前年分の
所得税が非課税であることが条件
です。
寝台は、ハンドルをまわすと上
半身または、脚部が傾斜調整でき
るように設計されております。
●無料ですしあげる用具
生活の中心となる方の、前年分
所得税額が四万二千円以下である
ことが条件です。
○スプリングマットレス
三つに分割されておき、厚さ約
15センチあり、長期に使用ができ
また内部の湿気をとて出すよう
になっております。

おすすめたいたします。
日常生活用具を
長い間お宅でたきりの状態で
おられる方で、次のような条件に
あてはまる場合に、生活用具を貸
出し、または支給して、おとし
よりの福祉をはかっております。
◇対象になる方
おおよそ65歳以上でたきり
の状態であること。
つまり、食事をするのにさしつ
かえがある。介助しないと便所に
ゆけない。また介助しなければ入
浴ができないなどの場合があては
まります。
◇お貸しする用具
●特殊寝台
生活の中心となる方の前年分の
所得税が非課税であることが条件
です。
寝台は、ハンドルをまわすと上
半身または、脚部が傾斜調整でき
るように設計されております。
●無料ですしあげる用具
生活の中心となる方の、前年分
所得税額が四万二千円以下である
ことが条件です。
○スプリングマットレス
三つに分割されておき、厚さ約
15センチあり、長期に使用ができ
また内部の湿気をとて出すよう
になっております。

おすすめたいたします。
日常生活用具を
長い間お宅でたきりの状態で
おられる方で、次のような条件に
あてはまる場合に、生活用具を貸
出し、または支給して、おとし
よりの福祉をはかっております。
◇対象になる方
おおよそ65歳以上でたきり
の状態であること。
つまり、食事をするのにさしつ
かえがある。介助しないと便所に
ゆけない。また介助しなければ入
浴ができないなどの場合があては
まります。
◇お貸しする用具
●特殊寝台
生活の中心となる方の前年分の
所得税が非課税であることが条件
です。
寝台は、ハンドルをまわすと上
半身または、脚部が傾斜調整でき
るように設計されております。
●無料ですしあげる用具
生活の中心となる方の、前年分
所得税額が四万二千円以下である
ことが条件です。
○スプリングマットレス
三つに分割されておき、厚さ約
15センチあり、長期に使用ができ
また内部の湿気をとて出すよう
になっております。

おすすめたいたします。
日常生活用具を
長い間お宅でたきりの状態で
おられる方で、次のような条件に
あてはまる場合に、生活用具を貸
出し、または支給して、おとし
よりの福祉をはかっております。
◇対象になる方
おおよそ65歳以上でたきり
の状態であること。
つまり、食事をするのにさしつ
かえがある。介助しないと便所に
ゆけない。また介助しなければ入
浴ができないなどの場合があては
まります。
◇お貸しする用具
●特殊寝台
生活の中心となる方の前年分の
所得税が非課税であることが条件
です。
寝台は、ハンドルをまわすと上
半身または、脚部が傾斜調整でき
るように設計されております。
●無料ですしあげる用具
生活の中心となる方の、前年分
所得税額が四万二千円以下である
ことが条件です。
○スプリングマットレス
三つに分割されておき、厚さ約
15センチあり、長期に使用ができ
また内部の湿気をとて出すよう
になっております。

おすすめたいたします。
日常生活用具を
長い間お宅でたきりの状態で
おられる方で、次のような条件に
あてはまる場合に、生活用具を貸
出し、または支給して、おとし
よりの福祉をはかっております。
◇対象になる方
おおよそ65歳以上でたきり
の状態であること。
つまり、食事をするのにさしつ
かえがある。介助しないと便所に
ゆけない。また介助しなければ入
浴ができないなどの場合があては
まります。
◇お貸しする用具
●特殊寝台
生活の中心となる方の前年分の
所得税が非課税であることが条件
です。
寝台は、ハンドルをまわすと上
半身または、脚部が傾斜調整でき
るように設計されております。
●無料ですしあげる用具
生活の中心となる方の、前年分
所得税額が四万二千円以下である
ことが条件です。
○スプリングマットレス
三つに分割されておき、厚さ約
15センチあり、長期に使用ができ
また内部の湿気をとて出すよう
になっております。

豊島区では、昭和51年度の区政モニターとして、40名の方々に委嘱しました。

区政モニター制度は、アンケートによる調査広報が中心ですが、そのほかにモニター連絡会議、随時通信などにより区政に対する意見・要望等を述べていただき、それを区政の参考とするものです。新しい区政モニターは、つぎのとおりです。

- 倉井昭一郎 駒込4の4の9
- 田口 昇 〃 5の3の3
- 栗野 慎三 巣鴨1の44の6
- 岡林八重子 〃 3の18の23
- 大山 ヨシ 〃 5の19の3
- 武井 喜平 〃 5の34の16
- 妻岩 正代 北大塚3の27の17
- 富山 京子 南大塚1の2の16
- 桜井 邦子 〃 1の4の5
- 前田 武夫 〃 2の36の2

滝利左衛門 南大塚3の40の4
林 孝次 上池袋2の43の13
青木 弘子 〃 3の25の4

51年度委嘱決まる

区政モニター



一区長から委嘱された40名の方々

大島善平次 南池袋2の40の17
石井 久雄 西池袋2の19の8
斎木 美子 〃 3の6の4

- 木村 静江 池袋2の一〇三七
- 茂木 シノ 池袋本町3の29の11
- 中村 清治 〃 4の2の2
- 高橋 英子 高田2の12の31
- 星 貞夫 〃 2の16の21
- 大沼 カヨ 目白2の16の17
- 那須 いづ 南長崎1の1の6
- 服部 敏幸 〃 3の33の3
- 柿沼 政雄 長崎1の12の10
- 丸岡志津子 〃 1の28の3
- 五十嵐俊郎 〃 4の47の14
- 島 幸子 〃 5の2の19
- 大道寺重雄 〃 5の29の7
- 片山 洋子 千早町4の12
- 高橋 節雄 要町2の28の1
- 高橋 みや 〃 3の6
- 井上 淑恵 千川町1の11
- 三戸 竹子 〃 1の21

津野田富子 上池袋4の42の2
木村 明子 東池袋4の42の1
最上 ナミ 南池袋2の18の2

丸山 豊子 西池袋4の6の6
武井 幸子 池袋1の五一九
宮田みさほ 〃 2の九一四

家庭をめぐって

植木市と『園芸相談』にどうぞ

豊島区では、区内の緑化事業を推進しておりますが、各家庭の緑化にもお手伝いするため、今年も植木市を次のとおり開催することになりました。

開催期間中は、毎日先着200名の区民の方へ、無料で草花の種をましあげます。皆様お誘い合わせのうえご来場ください。

●駒込駅前都電車庫跡地
5月28日(土)30日(日)日間
●池袋西口駅前こども遊び場
6月4日(土)6日(日)日間
※開催時間は、各会場とも午前10時から午後6時までです。



不要の樹木は登録を希望の方に紹介

区内では、『緑の銀行』を開設しております。この銀行は、区民のみなさんのなかで、宅地内の建築予定などによって樹木が不要になった場合、登録をいただき、一方植樹を希望する方の申込みを受け区が仲介をして、無料でお世話をするというものです。

明るい選挙 推進運動

選挙は国民が 主役です...

22年前の明るい選挙推進運動が積極的に始められました。そして、国民の政治参加の中心にゆくり浸透しています。本日は、明るい選挙推進運動のあこぎ等を紹介します。

昭和32年、この運動に「話しあい」方式が加わりました。今までの「知らざる」「聞かざる」という内容の運動だけでなく、有権者のひとりひとりが、「自分で考えて判断することのできる力」を養うことの大切さが強調される

そのために、『話しあい』活動は、運動推進のための大切な方法として存在しております。『話しあい』活動の目的は、『明るい選挙推進運動』の目標は、単に選挙違反をなくすることや、投票参加運動に終わるのではなく、有権者が、国政や地方自治に深く関心をもち、自分の正しい判断によって、真の代表を選ぶことが出来るようになることを期待しているわけでは

地区	明るい選挙推進委員・協議会委員地区別人員表 (SL+L)		
	委員	推進委員	協議会委員
1	14		4
2	14		2
3	11		2
4	9		1
5	7		2
6	12		1
7	8		1
8	10		1
9	8		1
10	7		1
11	9		1
12	11		3
モデル	10		0
合計	130		20

※モデル地区……巣鴨五丁目

『日常生活等の話しあい』から常時啓発活動を展開しています。この明るい選挙推進運動は、推進委員、協議会委員がよりよい明るい選挙実現を目指し、地域の身近な日常生活等の『話しあい』から皆さんと『話しあい』の場を数多くもち、各組合等で明るい選挙を推進するため、常時啓発活動を展開しています。

先輩 モニターから



☆生活を見る目が意識的に日常生活の中で見る目が意識的に変わったと思います。モニターになったと思います。モニターとは、知れば知るほど難しい問題があることを強く感じました。大変有難な一年でしたが、これ

北大塚三丁目 篠沢敏子さん
☆一つの問題でも多様な考え方が一つの問題でも地域の特異性によっていろいろな意見や考え方があるということや、これができる限り前向きな姿勢で取り組んでいる区の苦勞がよくわかりました。しかし人間はこれで満足という気持ちはないので、区民が何を望み何を期待しているかを十分検討して区政に反映していただきたいと思

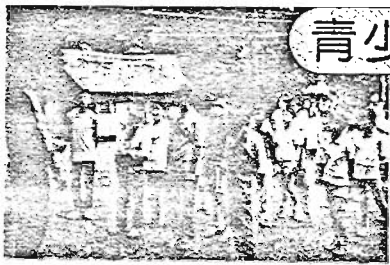
☆区政のあり方を多くの区民に各施設の見学では、利用し財源がそれぞれさまざまに活用されていること、また連絡会議では区長さんを中心に、各分野の幹部の方の説明、回答を得、今日まで知らなかったものも知ることができたりになってきました。今後、一人でも多くの区民に、区政のあり方を知っていただきたいという感じになっています。 高松二丁目 原山康さん

青少年の健全育成へ

青少年育成運動の 基本方針決まる

昭和51年度豊島区青少年育成運動の基本方針が、去る3月31日に開かれた青少年問題協議会で決定されました。

この基本方針は、豊島区における青少年の健全な育成を図るために、家庭、学校、職場、青少年関係団体と行政機関が、有機的な連携を保ち、それぞれの立場で、この運動を効果的に推進していくためのものです。



基本的な考え方
青少年育成運動は、地域住民自らの問題であることを自覚し、価値観の変化による世代間の断絶が生じつつあるといわれているときこそ、青少年と若者が相互に理解し合い、助け合い、明るい健康やかな社会環境づくりのよきパートナーとして連携し、ともに進むことが肝要である。

このために、住民と行政および関係諸団体が、広い視野から取り組み、幅広い住民の運動を展開しようとするものである。

重度心身障害者(児)の手当

心身に特に重度の障害を有するために、家庭において常時複雑な介護を必要とする方に対して、月額2万1千円の手当を支給してあげています。手当を受けられる方は、下記の要件をすべて満たしている方です。

- 障害者本人が都内に住んでいること
- 障害者本人が施設(通所により利用する施設を除く)に入所していないこと
- 障害の程度が下記の①～④のいずれに該当している方
- ①重度の精神薄弱で、特に著しい問題行動などのため、介護者が常に目を離せず、特別な配慮

【目 標】
本年度は、昨年度の青少年問題協議会の基本方針の継続と、東京都の主導する「青少年とともにすすむ運動」の趣旨を十分考慮し、つぎの三つの目標を設定する。

第一目標 住民の連帯による明るく健康な地域社会づくり
青少年をとりまく社会環境を明るく健康なものにするため、地域で実施する諸活動に地域ぐるみで参加し、互いの信頼に基づく連帯感を育てる必要がある。

特に青少年の非行化、交通事故など、日常おこる問題の防止、予防に積極的な地域住民が関係することにより、地域の連帯性を強化する。

第二目標 健康で明るい対話のある家庭づくり
青少年の育成に大きな影響力をもつのは家庭であり、明るい規律ある家庭をつくるのがその基本です。家庭内においては、親が自らの姿勢を正し、時代の移り変わりとともに変化する子どもの考えに対応できる態勢をつくり、親子間のあるべき姿を常に考えることが必要である。

②重度の精神薄弱であつて、かつ身体の障害の程度が下記のいずれかに該当する方

- 両眼の視力の和が○・○四以下である
- 両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上である
- 両上肢の機能に著しい障害がある
- 両下肢の機能に著しい障害がある

③体の機能障害により座位または起立位を保つことが困難である

- ①心臓、じん臓または呼吸器の機能障害により自己の身の辺の日常生活活動が高度で制限されている
- ②その他

この制度は、障害者の保護者が毎月一定の掛金を都に払込み、都はその掛金を資金として、保護者が死亡または廃疾となつたとき、残された障害者に毎月2万円を支給する。

このためには、親子の話し合いや家庭のしつけについても、青少年の健全育成のための共通課題として、地域においても十分検討し健全な家庭づくりを地域ぐるみで促進する。

第三目標 青少年団体活動を通じた仲間づくり
青少年が、団体(グループ)活動を通じて、社会への参加意識と、次代のない手としての自覚を身につけることができるよう学習、文化活動、スポーツおよびレクリエーション活動に自主的に参加するよう積極的に関与し、参加することにより、こうした団体を奨励する。

国民年金を受けたい方は
国民年金の確守年金、母子年金、母子年金、遺児年金、養育年金を受けている方は、毎年5月31日まで「国民年金受給権者現況届」を提出していただくことになっております。すでに郵送でお手元が届いていると思いますが、同封の返信用封筒で「現況届」を返送してください。くわしくは「現況届の提出について」をご覧ください。

この届は年金を引き続いて受けられるかどうかを確認する大切な届です。提出が遅れますと、「現況届」が提出されるまでの間は年金の支払いがとめられますので、給する共済制度です。

加入資格：障害者の保護者であつて豊島区に住所がある45歳未満の方(ただし、他府県から都に転入したとき、および保護されている方が障害者と判定されたときは1年以内に限り45歳以上の方でもかまいません)

障害者の範囲：①軽度以上の精神薄弱者 ②おおよそ4級以上の身体障害者 ③精神病者 ④脳性マヒ・自閉症・進行性筋萎縮症の方

掛金：保護者の加入時の年齢に応じ、毎月つぎの額を支払っていただきます。

- ①35歳未満千円
- ②35歳以上45歳未満千三百円
- ③45歳以上千五百円(生活保護を受けている方等には減免があります)

※お問い合わせ、お申込みは、福祉課福祉係(内線2626)へ。

国民年金だより
国民年金の確守年金、母子年金、母子年金、遺児年金、養育年金を受けている方は、毎年5月31日まで「国民年金受給権者現況届」を提出していただくことになっております。すでに郵送でお手元が届いていると思いますが、同封の返信用封筒で「現況届」を返送してください。くわしくは「現況届の提出について」をご覧ください。

この届は年金を引き続いて受けられるかどうかを確認する大切な届です。提出が遅れますと、「現況届」が提出されるまでの間は年金の支払いがとめられますので、給する共済制度です。

加入資格：障害者の保護者であつて豊島区に住所がある45歳未満の方(ただし、他府県から都に転入したとき、および保護されている方が障害者と判定されたときは1年以内に限り45歳以上の方でもかまいません)

障害者の範囲：①軽度以上の精神薄弱者 ②おおよそ4級以上の身体障害者 ③精神病者 ④脳性マヒ・自閉症・進行性筋萎縮症の方

掛金：保護者の加入時の年齢に応じ、毎月つぎの額を支払っていただきます。

- ①35歳未満千円
- ②35歳以上45歳未満千三百円
- ③45歳以上千五百円(生活保護を受けている方等には減免があります)

※お問い合わせ、お申込みは、福祉課福祉係(内線2626)へ。

国民年金だより
国民年金の確守年金、母子年金、母子年金、遺児年金、養育年金を受けている方は、毎年5月31日まで「国民年金受給権者現況届」を提出していただくことになっております。すでに郵送でお手元が届いていると思いますが、同封の返信用封筒で「現況届」を返送してください。くわしくは「現況届の提出について」をご覧ください。

この届は年金を引き続いて受けられるかどうかを確認する大切な届です。提出が遅れますと、「現況届」が提出されるまでの間は年金の支払いがとめられますので、給する共済制度です。

加入資格：障害者の保護者であつて豊島区に住所がある45歳未満の方(ただし、他府県から都に転入したとき、および保護されている方が障害者と判定されたときは1年以内に限り45歳以上の方でもかまいません)

障害者の範囲：①軽度以上の精神薄弱者 ②おおよそ4級以上の身体障害者 ③精神病者 ④脳性マヒ・自閉症・進行性筋萎縮症の方

掛金：保護者の加入時の年齢に応じ、毎月つぎの額を支払っていただきます。

- ①35歳未満千円
- ②35歳以上45歳未満千三百円
- ③45歳以上千五百円(生活保護を受けている方等には減免があります)

※お問い合わせ、お申込みは、福祉課福祉係(内線2626)へ。

出張健康相談
保健所から保健婦が出張して行う「母子健康相談」を、つぎのとおり開催します。

- ▽5月14日(金) 9時半～11時半
会場：南大塚社会教育会館
- ▽5月17日(月) 9時半～11時半
会場：第十出張所
- ▽5月27日(木) 9時半～11時半
会場：高田児童館

お問い合わせは池袋保健所予防課(母子健康係)まで。

母と子のよい歯のコンクール
一参加者募集
★対象：池袋保健所管内で、3歳児健康診を受けた昭和47年4月1日生まれから昭和48年3月31日生まれまでのお子さんとそのお母さん
ただし、むし歯のない方(すでに治療があれば、参加できます)
★第一次審査日：6月4日(金)
★審査会場：池袋保健所
★申込方法：電話(初)4171
池袋保健所歯科衛生担当まで。

国民年金だより
国民年金の確守年金、母子年金、母子年金、遺児年金、養育年金を受けている方は、毎年5月31日まで「国民年金受給権者現況届」を提出していただくことになっております。すでに郵送でお手元が届いていると思いますが、同封の返信用封筒で「現況届」を返送してください。くわしくは「現況届の提出について」をご覧ください。

この届は年金を引き続いて受けられるかどうかを確認する大切な届です。提出が遅れますと、「現況届」が提出されるまでの間は年金の支払いがとめられますので、給する共済制度です。

加入資格：障害者の保護者であつて豊島区に住所がある45歳未満の方(ただし、他府県から都に転入したとき、および保護されている方が障害者と判定されたときは1年以内に限り45歳以上の方でもかまいません)

障害者の範囲：①軽度以上の精神薄弱者 ②おおよそ4級以上の身体障害者 ③精神病者 ④脳性マヒ・自閉症・進行性筋萎縮症の方

掛金：保護者の加入時の年齢に応じ、毎月つぎの額を支払っていただきます。

- ①35歳未満千円
- ②35歳以上45歳未満千三百円
- ③45歳以上千五百円(生活保護を受けている方等には減免があります)

※お問い合わせ、お申込みは、福祉課福祉係(内線2626)へ。

国民年金だより
国民年金の確守年金、母子年金、母子年金、遺児年金、養育年金を受けている方は、毎年5月31日まで「国民年金受給権者現況届」を提出していただくことになっております。すでに郵送でお手元が届いていると思いますが、同封の返信用封筒で「現況届」を返送してください。くわしくは「現況届の提出について」をご覧ください。

この届は年金を引き続いて受けられるかどうかを確認する大切な届です。提出が遅れますと、「現況届」が提出されるまでの間は年金の支払いがとめられますので、給する共済制度です。

加入資格：障害者の保護者であつて豊島区に住所がある45歳未満の方(ただし、他府県から都に転入したとき、および保護されている方が障害者と判定されたときは1年以内に限り45歳以上の方でもかまいません)

障害者の範囲：①軽度以上の精神薄弱者 ②おおよそ4級以上の身体障害者 ③精神病者 ④脳性マヒ・自閉症・進行性筋萎縮症の方

掛金：保護者の加入時の年齢に応じ、毎月つぎの額を支払っていただきます。

- ①35歳未満千円
- ②35歳以上45歳未満千三百円
- ③45歳以上千五百円(生活保護を受けている方等には減免があります)

※お問い合わせ、お申込みは、福祉課福祉係(内線2626)へ。

区分	申込受付期間	貸付実行日
老齢・通算老齢の各年金	51.5.1 ~ 51.5.15	51.6.28
	51.8.2 ~ 51.8.14	51.9.29
	51.10.1 ~ 51.10.15	51.11.27
	52.2.1 ~ 52.2.15	52.3.28
障害、母子、準母子遺児、かつの各年金	51.5.1 ~ 51.5.15	51.6.28
	51.8.2 ~ 51.8.14	51.9.29
	51.11.1 ~ 51.11.15	51.12.22
	52.2.1 ~ 52.2.15	52.3.28

貧血予防の講習会
貧血の方は、放置すると心臓の機能が低下し、体力を弱める原因になります。特に妊婦の方は、生まれてくるお子さんのためにも、十分注意が必要です。

- 日時：5月14日1時半～3時半
- 場所：長崎保健所講堂
- 内容：医師、栄養士、保健婦による「貧血の予防と治療、食事のとり方、日常生活上の注意」などはなし
- お問い合わせ：長崎保健所予防課(初)1191へ。

飲食物を取扱う方々へ
検便実施のお知らせ
ご自分の健康を確かめ、安心して営業してください。

【対象】：すし屋、そば屋(中華を含む)、魚介類販売、仕出し、豆腐製造、集団給食、水道事業等で従事する方とその家族の方

【実施回数】：5月～9月毎月1回

【お問い合わせ】：所管の保健所へ

転入届などはお早めに...

豊島区は人口の流入が激しい区です。区民の皆さんの権利を保護し、サービスを向上させるため、住所等に異動があった時は、必ず届出をしてください。

▼転入届
住所を定めた日(マンション・アパート・寮・下宿等へ引越して生活を始めた日)から14日以内に転出証明書を添えて、管轄の出張所か区役所の転入センター窓口へ届出をしてください。

▼転居届
区内で転居された方は、転居先へ住所を定めた日から14日以内に管轄の出張所へ届出をしてください。

▼特設行政相談所開設のお知らせ
豊島区・板橋区・練馬区の行政相談委員主催で、税金 恩給 登



お知らせ
豊島区・板橋区・練馬区の行政相談委員主催で、税金 恩給 登

催しとスポーツ

◆遺跡散歩会
文人の眠る遺蹟を訪ね、新緑の雑司が谷をめぐる文学散歩です。

◆青少年団体の指導者講習会
内容：レクリエーション実践、グループ活動の目的と意義、青少年の心理と指導者の役割、プログラムの編成と集会の進め方

◆市民葬儀料金の改定
5月1日から、大人の金剛四段飾りが11万6千円に、白布三段飾りが6万1千円に、白布二段飾りが4万3千円に改正されました。

◆区民葬儀料金の改定
5月1日から、大人の金剛四段飾りが11万6千円に、白布三段飾りが6万1千円に、白布二段飾りが4万3千円に改正されました。

◆春の青年のつどい
スケッチと写真撮影の好きな方向きの友を見つつけよう!

◆ジュニア・リーダー講習会
ジュニアクラス
日時：5月29日(土) 午後10時～11時

◆新就職者にお祝い
今春、区内の中小企業に就職された方に区からお祝いの記念品をお届けいたします。

◆納期限は5月31日(月)
郵便局、銀行、日本年金等東京公金収納取扱店をご利用ください。

◆池袋労働基準監督署から
5月15日までに労働環境の更新の手続きを完了してください。

◆下水道局から
水洗便所と道排水設備助成金が改正されました。

◆東京都屋外広告物条例の一部が改正になりました。
改正点：1. 屋外広告物の届出制度(7月1日施行) 2. 講習会の開催 3. 講習会修了者の設置義務 4. 許可手数料の改定が主な改正点です。

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆7回豊島区散歩
オリエンテーリング教室
まだ徒歩5分を歩いたことのない人達を対象に、最新のテキストを使って、とてむかやさい方歩を行います。

◆健康体操・ボートボール・フォークダンス
内容：健康体操・ボートボール・フォークダンス
日時：5月16日(日) 午前10時～11時

◆食生活講習会
日時：5月24日、28日、6月4日、11日 1時30分～3時
ところ：老人福祉センター

◆食生活講習会
日時：5月24日、28日、6月4日、11日 1時30分～3時
ところ：老人福祉センター

◆音楽教室
日時：6月2日～7月23日までの毎週水曜日8回、10時半～12時
ところ：老人福祉センター

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館

印鑑登録の切り替えは5月30日までです。お早めにおこなってください。



屋休みに歩行者天国
5月10日(月)から毎日昼休み(日曜・祝日を除く。雨天中止)正午から1時間、池袋東口地域(約7万㎡)を歩行者天国のように車両の通行を禁止し歩行者道路になりました。安心して食事・買物などが楽しめます。
なお、明治通りのような幹線道路を開放することは、日本で始めてだそうです。
催し
60歳以上の方の
催し
◆食生活講習会
日時：5月24日、28日、6月4日、11日 1時30分～3時
ところ：老人福祉センター
◆音楽教室
日時：6月2日～7月23日までの毎週水曜日8回、10時半～12時
ところ：老人福祉センター
◆巡回スポーツのおさそい
日時：5月22日(土) 午後2時～5時
ところ：池袋第一小学校体育館